

福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例施行規則第3条第4項の規定に基づき、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び委員)

第2条 審議会は、学識経験者等の委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、福岡都市圏広域行政事業組合管理者が任命する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、2回まで再任されることができる。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 審議会に副会長1人を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福岡都市圏広域行政事業組合において行う。

(規定外の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。